

土砂災害資料集 【2018年3月時点】

○土砂災害の種類

区分	内容
土石流	豪雨・融雪・地震・噴火等により、土砂と水、流木が一体となって流れ出す現象
崩壊	豪雨等により、斜面上の土層や岩盤の一部が崩れる現象
地すべり	地下水が原因となって、粘土層などの「すべり面」に沿って山が全体的に移動する現象



○土砂災害対策の概要

対策区分	目的・趣旨	主な工種・工法	県内の危険地区及び箇所	災害対策の考え方	根拠法	所管 (県の担当課)																								
治山	<p>山崩れなどの山地災害から人家等を守り、また森林が持つ水源かん養機能などを高めるため、保安林を守り育てる。</p> <p>※保安林とは、水源かん養や土砂崩壊などの公共の目的を達成するために、森林法に基づいて農林水産大臣又は都道府県知事が指定する森林。</p>	<p><溪間工> ○治山ダム工、流路工など 〔参考〕治山ダムとは 河岸や山腹の侵食を防ぎ、土砂の流出を減らすことで、上流の森林を保全したり、森林を造成したりする目的で設置されるダム。治山ダム背面(上流部)が土砂で満杯になることにより、溪流に面した山地や溪流の侵食を防止する機能等が発揮される。</p> <p><山腹工> ○土留工、水路工、法枠工、植栽工、落石防護工など</p> 	<table border="1"> <thead> <tr> <th>危険地区名</th> <th>箇所数</th> <th>着手率(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>崩壊土砂流出 (区分:土石流)</td> <td>1,304</td> <td>61.1</td> </tr> <tr> <td>山腹崩壊 (区分:崩壊)</td> <td>545</td> <td>28.6</td> </tr> <tr> <td>地すべり</td> <td>323</td> <td>51.4</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2,172</td> <td>51.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>※危険地区とは、林野庁の基準に該当する、危険性の高い地区 ※着手率 (事業実施中+事業完了した地区数)/地区数</p>	危険地区名	箇所数	着手率(%)	崩壊土砂流出 (区分:土石流)	1,304	61.1	山腹崩壊 (区分:崩壊)	545	28.6	地すべり	323	51.4	計	2,172	51.5	<p>○災害の発生した箇所から優先的に復旧対策(復旧治山事業)を行い、その他の箇所は危険性の高い箇所から順次、予防対策(予防治山事業)を進めている。</p> <p>※事業には、すでに崩れている崩壊地や荒廃した溪流等の復旧を行う「復旧治山」と、山地災害危険地区の崩壊等の予防対策を行う「予防治山」等がある。</p>	森林法	<p>林野庁 農林水産部 林業振興課</p>									
危険地区名	箇所数	着手率(%)																												
崩壊土砂流出 (区分:土石流)	1,304	61.1																												
山腹崩壊 (区分:崩壊)	545	28.6																												
地すべり	323	51.4																												
計	2,172	51.5																												
地すべり	<p>地すべりによる人家、河川、道路等の被害を防止・軽減し、国土と住民生活を守る。</p>	<p><抑制工> 地すべりの原因となる地下水を排出する対策工法 ○集水井工、横ボーリング工、排水トンネルなど</p> <p><抑止工> 構造物等の力で地すべり運動を抑える工法 ○杭工、アンカー工など</p> 	<p>【地すべり危険箇所等】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>箇所数</th> <th>整備率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">〈国土交通省所管〉</td> </tr> <tr> <td>危険箇所</td> <td>230</td> <td>31.3</td> </tr> <tr> <td colspan="3">〈林野庁所管〉</td> </tr> <tr> <td>危険地区(再掲)</td> <td>323</td> <td>51.4(着手率)</td> </tr> <tr> <td>防止区域(法指定)</td> <td>86</td> <td>82.6</td> </tr> <tr> <td colspan="3">〈農林水産省所管(農地)〉</td> </tr> <tr> <td>防止区域</td> <td>41</td> <td>73.2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※国交省所管、林野庁所管(法指定)の整備率の考え方は、急傾斜地崩壊危険箇所と同じ。 ※農水省所管(農地)の整備率 (実施概成した区域数(補助+直轄))/区域数</p>	名称	箇所数	整備率	〈国土交通省所管〉			危険箇所	230	31.3	〈林野庁所管〉			危険地区(再掲)	323	51.4(着手率)	防止区域(法指定)	86	82.6	〈農林水産省所管(農地)〉			防止区域	41	73.2	<p>○地すべり事業は、地すべりが発生してはじめて対策(事業)を実施する事後対策事業であり、地すべりの発生を事前に予測、把握することはできないため、予防的な地すべり対策事業は行っていない。</p> <p>なお、地すべりの規模が甚大なものなどは国直轄で事業を行い、それ以外のものは県で事業を実施している。</p>	地すべり等防止法	<p>【国土関連】 国土交通省 県土整備部 砂防・災害対策課</p> <p>【林野関連】 林野庁 農林水産部林業振興課</p> <p>【農地関連】 農林水産省農村振興局 農林水産部農村整備課</p>
名称	箇所数	整備率																												
〈国土交通省所管〉																														
危険箇所	230	31.3																												
〈林野庁所管〉																														
危険地区(再掲)	323	51.4(着手率)																												
防止区域(法指定)	86	82.6																												
〈農林水産省所管(農地)〉																														
防止区域	41	73.2																												